

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 31 日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第 5 号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（警務作業手当）</p> <p>第31条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 条例第32条第 1 項第 8 号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>10～19 略</p>	<p>（警務作業手当）</p> <p>第31条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 条例第32条第 1 項第 8 号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 天皇又は皇后、<u>上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃</u>若しくは人事委員会が定める皇族の警衛 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>10～19 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。